

相談支援センターかがやき

(指定障害児相談支援)

契約書

_____様（以下「利用者」という）と相談支援センターかがやき（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う指定障害児相談支援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害児相談支援を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法に基づく指定障害児相談支援を適切に提供することを定めます。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。契約期間満了の1か月前までに申出がない場合には、自動的に契約を更新するものとします。

第3条（サービス等利用計画の作成）

事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させ、障害児支援利用計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅など、生活の場に訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ障害児支援利用計画の原案を作成します。
- ④障害児支援利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を受けます。
- ⑤その他、障害児支援利用計画の作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥事業所内での、配置転換により、担当の障害児相談支援専門員を変更することがあります。

第4条（経過観察・再評価）

事業者は、障害児支援利用計画作成後、次の各号に定める事項を障害児相談支援専門員に担当させます。

- ①利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、経過の把握に努めます。
- ②作成した障害児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて障害児支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要援助を行います。

第5条（計画の変更）

利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が変更の必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

第6条（入所施設等への紹介）

事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者及び家族が障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合は、障害児入所施設等への紹介を行います。

第7条（利用料金）

事業者の提供する指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者はサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとしします。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、この場合には、本契約を解約することができます。契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとしします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の障害児相談支援事業者をご紹介いたします。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や障害児相談支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 利用者の障害児相談支援給付費が取り消された場合、この契約は自動的に終了します。
- 5 利用者より、現状 不可能な要求を継続的にあった場合、市役所の了承のもと契約を終了させて頂くことがあります。

第9条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。なお、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

加入保険：介護労働安定センター（対物1000万円/対人1億円までの保証対応保険）

第10条（秘密保持）

事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

第11条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口及び行政機関その他苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

第12条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

（代理人）

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____ 同 上

<続 柄> _____

事業者

<事業所名> 株式会社かがやき
「相談支援センターかがやき」

<住 所> 船橋市前原西 2-14-1-904

<代表者名> 代表取締役 佐藤 輝 ㊞